

東近江市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市火入れに関する条例の一部を改正する条例

東近江市火入れに関する条例（平成17年東近江市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「乾燥注意報」の次に「若しくは林野火災に関する注意報が発表され、」を加え、同条第2項中「とき、又は」を「場合又は」に改め、「乾燥注意報」の次に「若しくは林野火災に関する注意報が発表され、」を加え、「ときには」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

提案理由

林野火災注意報の創設に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。